

「オレンジカフェ」の開催

認知症についての学びの他に、飲み込みのお話やお薬、感染対策、栄養など、奇数月に1回、様々なテーマで開催しています。どなたでも参加可能ですのでぜひご参加ください。

■日 時 9月9日(水) 午前10時15分～午前10時45分

■場 所 公立藤田総合病院 ホールシャングリラ（総合受付後方）

■テーマ 認知症当事者との関わり方

☎公立藤田総合病院 地域医療連携課 ☎ 585-2121

介護給付費通知のお知らせ

毎年3月と9月に、介護保険サービスを利用されたすべての方へサービスの利用状況をお知らせする「介護給付費通知」を発送していましたが、厚生労働省による事業見直しにより、希望者のみへの交付に変更となりました。希望される方は福祉課長寿介護係（☎ 585-2125）までお申し込みください。

■申込期限 9月18日(金)

■申込方法 期限までに福祉課長寿介護係までお申し込みください。

■注意事項

- ・サービスの利用実績を確認する際は、各サービス事業所から発行される利用表や領収書で確認できます。
- ・介護給付費通知は、確定申告などでの医療費控除証明書として使用することはできません。
- ・各サービス事業所から発行される領収書を使用してください。

☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

令和9年度コミュニティ助成事業の募集について

「一般社団法人 自治総合センター」では宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、防災力向上、地域文化への支援や地域の国際化の推進などの地域づくり等に対し助成を行っています。

■事業対象団体 町、町内会などのコミュニティ組織、実行委員会ほか

■申請期限 令和8年9月18日(金)（問い合わせ先へ申請）

☎企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967

9月9日は「救急の日」救命講習のお知らせ

9月9日は「救急の日」です。家族みんなで、救急について考えてみましょう。大切な家族や、周りの人を守るため、心肺蘇生法やAEDの使い方を学んでみませんか。初めての方でも大歓迎です。また、個人・町内会単位・自主防災組織等での受講も可能です。

受講を希望する場合は下記の問い合わせ先へお問い合わせください。



←伊達地方消防組合

伊達地方消防組合中央消防署西分署 警防救急係 ☎ 585-3190

秋の総合検診を実施します

今年度最後の検診です。希望される方は、次のとおり予約してください。詳しくは町ホームページをご確認ください。福島県知事選挙に伴い「健康づくりガイド」に掲載した日程・会場より変更となっておりますので、ご注意ください。予約受付期間は変更ありません。

- 日 時 11月8日(日) 午前7時30分から午前10時15分(15分毎に受付)
- 場 所 東部高齢者等活性化センター
- 予 約 方 法 電話予約：0120-110-489 WEB予約：右記二次元コードから予約
- 予約受付期間 10月2日(金)から10月8日(木) 午前9時から午後5時
※10月4日(日)は電話予約不可
- 持 ち 物 受診カード、保険証等(マイナ保険証、資格確認書)、検体容器、自己負担金(社会保険のみ)
※検体容器は予約受付後、町から送付します。
- 移 動 支 援 検診会場までの交通手段がない方に限り、指定の検診受付時間枠(8:00、8:30、9:00、9:30、10:00)で三協ハイヤーによる乗合無料送迎を実施します。
検診の予約とは別にお申し込みが必要です。希望する方は検診の予約後、10月13日(火)まで(平日のみ)にほけん課保健係(電話 585-2783)までお申込みください。後日、三協ハイヤーより送迎時間をご案内します。
- そ の 他 19歳以上40歳未満で、職場や学校等の健康診断を受ける機会がない方も対象となります。
受診希望の方には、予約後、受診カードを送付しますので、ほけん課保健係までご連絡ください。



総合検診予約

伊達地方消防組合中央消防署西分署 警防救急係 ☎ 585-3190

米のモニタリング検査に伴う出荷・販売の自粛について

令和8年産米の出荷・販売について、昨年同様、市町村ごとにモニタリング検査を行います。

生産者の皆さまには、モニタリング検査の結果が出るまでは米の出荷・販売(無償譲渡も含む)の自粛をお願いいたします。検査の結果、基準超過がなければ、市町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。解除については、福島県のホームページから確認できます。

福島県ホームページ →



県北農林事務所 伊達農業普及所 ☎ 575-3181
産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

猫による近隣トラブルが増えています

飼い猫、野良猫における近隣トラブルを避けるため、以下の点に注意しましょう。

■飼い猫の適正飼育について

- ・猫は「室内飼い」をすすめています。交通事故、病気、迷子等を防ぐため、また、災害時に同行避難ができるよう室内で飼いましょう。
- ・迷子にさせないように、迷子札をつけましょう。
- ・マイクロチップを装着するように心がけましょう。また、マイクロチップを装着したら必ず飼い主情報の登録を行ってください。
- ・猫がみだりに繁殖して適正な飼養ができなくなるおそれがある場合には、所有者の義務として必ず不妊去勢手術を受けさせてください。



■飼い主のいない猫（野良猫）との共生について

- ・野良猫に餌を与えないでください。
不幸な子猫が生まれ、フン尿被害による近隣住民とのトラブルにつながっています。
- ・野良猫による地域の生活環境問題を改善し、共生するための方法の一つとして「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、野良猫による生活環境の悪化を地域の問題として考え、地域住民が主体となって、その地域にいる野良猫に不妊去勢手術を実施し、給餌場所やトイレを適切に管理することで、問題解決に取り組む活動をいいます。

☎ 住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物・使用製品の適切な処分について

PCBを含む電気機器などは、法律により処分期限が定められています。ご自宅や所有する建物・倉庫などに古い機器が残っていないか確認と適切な処分をお願いします。

1 対象となる主な機器と製造年

分類	主な対象機器	処分期限
高濃度 PCB	昭和 47 年（1972 年）以前に製造された変圧器、コンデンサー、古い蛍光灯安定機器など	※終了しています。 発見した場合は至急下記まで連絡が必要です。
低濃度 PCB	平成 5 年（1993 年）以前の変圧器類など 平成 2 年（1990 年）以前のコンデンサー類など	令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

※低圧進相コンデンサーは、特に工場、商店、農家等で工作機器のモーターで稼働する設備や業務用冷凍庫、農業用乾燥機等に使用されています。今一度ご確認をお願いします。

2 対応の流れ

- ① 機器と製造年の確認 ・建物の受電設備や古い照明器具の銘板で製造年をご確認ください。
- ② 状況に応じた手続き ・高濃度 PCB が見つかった場合は、直ちに下記までご連絡ください。
・低濃度 PCB が見つかった場合は、専門業者へ濃度分析を依頼し処分するなどしてください。

3 その他

高濃度 PCB、低濃度 PCB にかかわらず、PCB 廃棄物を一般のごみとして廃棄、放置、無断で譲渡することは法律で禁止されています。

機器の判別方法や手続きでご不明な点がある場合は、下記までお問合せください。

☎ 福島県県北地方振興局 ☎ 521-2723
住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116